

業 務 仕 様 書

1 件名

2025年度豪州における現地代理店を活用した愛媛県観光PR事業委託業務

2 委託料（上限）

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 事業の目的

豪州から愛媛県への誘客・周遊促進を図るためには、豪州市場における訪日旅行の特性や旅行者の興味・関心を踏まえながら、本県の強みであるコンテンツと近隣県からのアクセスの近さ・手軽さ・快適さについて戦略的かつ効果的にプロモーションを持続的に展開する必要がある。

本事業では豪州現地の旅行会社及び消費者等への効果的なプロモーションを実施するため、現地の旅行会社及びメディア等のネットワークを有する現地代理店を活用し、現地旅行会社及びメディア等への継続的なセールスコールや情報発信並びに現地のマーケット調査により、本県観光の認知度向上と誘客促進を図る。

6 業務内容

（1）現地旅行会社向け施策の実施

ア 旅行会社等へのセールスコール

豪州ターゲット層の関心が高い愛媛県の観光コンテンツ等を活用し、アジア及び訪日旅行商品を造成する現地旅行会社等にセールスコールを実施する。

ア) 訪問社数：20社以上を目安とし、実現可能なKPIを提案すること。

イ) 訪問方法：リアル・オンライン等を使い分け、効果的に実施すること。

ウ) 留意事項

- ・セールスコールに必要となる一切の手配及び連絡調整を行うこと。
- ・本県への誘客が期待できる現地旅行会社等を選定すること。
- ・なお、セールスコールに必要となる旅費・交際費等のすべての経費は、委託料に含むものとする。

イ 旅行会社等を対象としたウェブセミナーの企画・運営

現地旅行会社を対象としたウェブセミナー開催により、本県を旅程に含む訪日旅行の認知を広げるとともに、商品造成の促進及び支援を行う。

ア) 開催回数：4回以上を目安とし、実現可能なKPIを提案すること。

イ) 開催方法：リアル・オンラインを問わないが、効率的に実施できる方法を提案すること。

ウ) 留意事項

- ・セミナーの開催日程・参加者・方法・内容等を事前に協議会と協議のうえ実施すること。
- ・セミナー企画・運営に必要となる一切の手配及び連絡調整を行うこと。
- ・本県への誘客が特に期待できる現地旅行会社等を選定すること。
- ・なお、セミナー開催に必要な旅費・交際費等のすべての経費は、委託料に含むものとする。
- ・本業務のセミナーは、上記業務「ア」のセールスコールには含まないものとする。また、セールスコールを行った旅行会社とセミナーに参加する旅行会社が重複することは妨げない。

ウ モデルコース及びアイテナリーの作成

上記業務ア、イの実施に関連して必要なモデルコース及びアイテナリーを作成する。

ア) 本数：それぞれ6本以上を目安とし、実現可能なKPIを提案すること。

イ) 様式：現地旅行会社等が商品造成の際に活用することを想定し、汎用性の高いファイル形式・フォーマットを採用すること。

ウ) 留意事項

- ・ここでモデルコースとは、周遊のルートや立ち寄りスポット等を示した、本県への来訪をイメージするために有効かつ旅行会社・メディア等へのセールスコールでの活用においても汎用性の高いものをいう。また、アイテナリーとは、周遊のための交通機関、食事・宿泊施設等の具体的な情報に加え、現実的な時刻等が記された、旅行会社の商品造成促進・支援に活用できるものをいう。なお、記載する内容については、受託者と協議会で具体的な活用方法等を検討・協議のうえ決定することとする。
- ・業務に必要な画像・映像について、協議会が過去事業等において取得したものを使用することは可能であるが、その他の情報は、主に受託者により収集すること。
- ・現地旅行会社等が二次加工を含めて活用することを想定しているため、使用する素材はすべて著作権等の権利関係を十分に確認の上、二次加工・二次利用に耐えうるものでなければならない。
- ・受託者は、作成物の内容等について協議会に協議の上、作業を進めること。

(2) 消費者向け施策の実施

ア メディア等へのセールスコール

愛媛県の観光コンテンツとの親和性が高いターゲット層への到達確度が高いメディア等に対し、本県の観光情報の取扱いを目的としたセールスコールを実施する。

ア) 訪問社数：10社以上を目安とし、実現可能なKPIを提案すること。

イ) 訪問方法：リアル・オンライン等を使い分け、効果的に実施すること。

ウ) 留意事項

- ・セールスコールに必要となる一切の手配及び連絡調整を行うこと。
- ・本県の認知向上、ひいては誘客が期待できるメディア等を選定すること。
- ・セールスコールに必要となる旅費・交際費等のすべての経費は、委託料に含むものとする。
- ・セールスコールの成果として記事掲載等の打診があった場合、採用の有無については協議会が判断する。掲載料・取材料等の費用負担が発生する場合、本事業委託費からの支出は想定していない。

(3) 現地イベント等の企画・出席

ア 「Japan Roadshow」(以下「商談会」という。)への出席

JNTO シドニー事務所主催の商談会において、愛媛県観光ブースを出展する際は、受託者から本事業のメイン担当者1名を出席させて、愛媛県の観光プロモーションを実施する。

ア) 実施時期：2回・各2都市を想定

※2024年度は8月シドニー・ブリスベン、2月パース・シドニーにて実施

イ) 実施場所：豪州国内(JNTO シドニー事務所のアナウンスによる)

ウ) 留意事項

- ・商談会における参加申込・出展料の支払い(費用負担含む)・主催者との連絡調整は協議会が行うものとするが、必要に応じて現地でのサポートをすること。
- ・本事業のメイン担当者が商談会の愛媛県観光ブースに専属で出席すること。
- ・本業務には、通訳業務は含まれない。
- ・本業務に伴う受託者の出張旅費は、本事業の委託費に含むものとする。

イ 現地旅行会社及びメディア訪問

商談会の出展時期に合わせて協議会職員が豪州へ出張する場合は、本県誘客に効果的と思われる現地旅行会社及びメディア等への訪問を行うこととし、訪問先の選定・連絡調整及び訪問時のサポート等を行う。

ア) 実施時期：商談会の出展時期に合わせて実施

イ) 訪問社数：各時期・各都市において、それぞれ2社以上

ウ) 留意事項

- ・本業務に伴う受託者の出張旅費は、本事業の委託費に含むものとする。
- ・本業務には、通訳業務は含まれない。

ウ 豪州における愛媛県単独プロモーションへの出席

商談会の出展時期に合わせ、10~30社程度を招待した観光プロモーションフェアを開催することとし、本事業のメイン担当者が1名出席し、本フェアの運営受託者及び協議会とともに愛媛県の観光プロモーションを実施する。

ア) 実施時期：商談会の出展時期に合わせて実施

イ) 開催回数：最大4回を想定(旅行会社・メディア各2回)

ウ) 留意事項

- ・本業務に上記フェアの企画・運営は含まれないが、本フェアの運営受託者及び現地旅行会社・メディア等との連絡・調整においてサポートを依頼する場合がありますため、可能な限り柔軟に対応すること。
- ・本業務に伴う受託者の出張旅費は、本事業の委託費に含むものとする。
- ・本業務には、通訳業務は含まれない。

※上記業務(3)ア～ウに伴う出張旅費のうち、航空費及び宿泊費については、別途協議会が支払うこととし、本事業の委託料に含めない。

(4) 豪州市場動向調査・報告

業務内容(1)～(3)を経て、直近の豪州における訪日旅行トレンドや、一般消費者や現地旅行会社等が愛媛県をどのような地域として位置付けているかの調査を行い、報告すること。

ア) 報告回数：4半期に1回以上

(5) 独自提案事項について

上記(1)～(4)の業務と連動し、委託業務全体の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は上記(1)～(4)の業務に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とし、さらに委託料全体の2割を超えてはならない。

7 総括責任者及びメイン担当者について

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、本事業においては、戦略的かつ一貫したPR効果を最大化するため、メイン担当者を1名定めることとし、「6 業務内容」は原則としてメイン担当者が行う。特に、業務内容(3)については、原則メイン担当以外の者が実施することを認めない。

8 再委託の可否

- ・受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

10 著作権等の取扱い

- ・ 本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。
- ・ 構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。
- ・ 協議会又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。
- ・ 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・ 本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める権利については、協議会に帰属するものとする。

11 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書
- ・ モデルコース及びアイテナリー
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

12 その他

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・ 不慮の社会情勢等の理由により、事業内容の変更や事業そのもの中止の可能性があることに留意。
- ・ 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと（人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること。）。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・ 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、内容やスケジュールを委託者と十分に協議の上実施するほか、進捗状況について、随時、報告すること。また、制作物の作成に際しては、複数回（原則 3 回）の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

- 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- 本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(別記)

個人情報取扱特記事項

< 甲：愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会、乙：受託者 >

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。